

令和5年5月8日

保護者様

(園長名) _____

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、発症日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過まで出席停止を指示します。なお、発症した翌日を第1日目として5日の期間ですのでご注意ください。お子様の病気の悪化を予防し、他の園児への感染を防止するための措置ですのでご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は園を休んでも、欠席日数にはなりません。なお、再登園するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要性はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従って下さい。

新型コロナ感染症が軽快し登園する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登園する際は感染症対策にご協力をお願いします。

出席停止期間終了報告書

園長 殿

組名 _____

園児名 _____

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	令和 年 月 日
受診した医療機関	
医療機関受診日	令和 年 月 日
名医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快	1日目
0日目							0日目	
/	/	/	/	/	/		/	/

※具体的な日付をご記入ください。

令和 年 月 日

保護者名（自署） _____